

「千葉県共用がん地域医療連携パス」 ＜がん口腔ケア（手術時）＞ 運用の手引き

1. 目的

千葉県共用がん地域医療連携パス＜がん口腔ケア（手術時）＞（以下、「連携パス」という。）は、患者に安心して質の高い医療を提供し、また限られた医療資源を活用するために、計画策定病院と連携医療機関（診療所等）とが、診療方針、役割分担、治療経過を共有するためのツールとして活用されることを目的としています。

なお、本パスは今後、変更の可能性があります。

2. 連携パスの構成

本連携パスは、診療計画、診療役割分担、診療報酬制度に基づく周術期口腔機能管理計画書および報告書、診療情報提供書で構成されています。

診療計画表	がん手術患者の口腔ケアに関する検査や治療において、がん治療方針決定から術後方針決定する日（目安：退院後初回外来）までの予定を記載したものです。計画策定病院が策定し、患者や家族へ説明し交付します。診療役割分担を含んでいます。
周術期口腔機能管理計画書	医療保険制度に従って、患者の状態やがん治療上の口腔関連合併症、口腔管理・口腔ケアの方針等を記載し計画したものです。診療報酬上の要件を満たせば書式は定めません。 計画策定病院歯科・口腔外科または連携医療機関（診療所等）が作成します。患者や家族へ説明し交付します。
周術期口腔機能管理報告書（Ⅰ・Ⅱ）	医療保険制度に従って、診察時点での患者の状態や実施内容、口腔管理・口腔ケア方法等に関して患者へ説明する書類ですが、これにより、医療機関同士が診療の経過を共有します。診療報酬上の要件を満たせば書式は定めません。 連携医療機関（診療所等） 周術期口腔管理報告書Ⅰを作成します。 患者や家族へ説明・交付し、複写を計画策定病院へ提供します。 計画策定病院 入院中に周術期口腔機能管理報告書Ⅱを作成します。 患者や家族へ説明・交付し、複写を連携医療機関（診療所等）へ提供します。
診療情報提供書	診療報酬制度に従い、診療依頼内容を記載したものです。書式は定めません。必要に応じて検査結果があれば添付します。

3. 運用の方法

（1）連携パスの適応開始

この連携パスは、下記の対象患者をがん治療主治医から歯科・口腔外科へ口腔ケア

を依頼した時点を開始とします。

連携パス適応患者条件

がん手術予定患者（癌種は問わない）

入院までに暦日で14日程度の日数があることが望ましい

一般歯科治療可能な血球状態であること、もしくはその見込みがあること。

原則として上記を満たすこととしますが、連携可否は計画策定病院の判断とします。

（２）運用の手順

① 計画策定病院

ア 医科歯科連携

手術を計画するがん治療主治医は口腔ケア対象患者を歯科・口腔外科へ紹介します。

※院内に歯科・口腔外科がある場合、パスの適応可否の判断は、がん治療主治医か歯科・口腔外科かは各施設の実情にあわせて調整いただいて構いません。

イ 診療計画表、周術期口腔機能管理計画書の作成

計画策定病院歯科・口腔外科は対象患者の診察を行い、診療計画表、周術期口腔機能管理計画書、診療情報提供書を作成します。

※保険医療制度に従っている内容であれば周術期口腔機能管理計画書の書式は定めません。

※必要に応じて医師事務作業補助者が事前に仮作成しておくことも可能です。

※歯科診療所での治療において、注意点があれば付記するようお願いします。

※院内に歯科・口腔外科がない場合、周術期口腔機能管理計画書は作成しません。

ウ 患者への診療計画表、周術期口腔機能管理計画書の交付と保管

連携医療機関（診療所等）と連携して、周術期口腔機能管理および診療を行う旨を対象患者に説明し、診療計画表、周術期口腔機能管理計画書の同意を取得し、交付します。

診療計画表の原本、周術期口腔機能管理計画書をカルテに保管します。

※院内に歯科・口腔外科がない場合、周術期口腔機能管理計画書は交付しません。

エ 連携医療機関（診療所等）の選択

患者にかかりつけ医がある場合は、かかりつけ医を連携医療機関とします。

患者にかかりつけ医がない場合は、「国立がん研究センターがん情報サービスがん診療連携登録歯科医名簿」を参考に患者と相談して連携医療機関を決定します。

https://ganjoho.jp/med_pro/med_info/dental/dentist_search.html

※連携医療機関の選択方法や名簿の利用方法は、各施設の地域連携室の協力を得るなど、適宜柔軟に運用するものとします。

オ 連携医療機関（診療所等）への診療計画表写し、周術期口腔機能管理計画書写し、

診療情報提供書の送付

診療情報提供書を作成し、診療計画表写し、周術期口腔機能管理計画書写しを連携医療機関（診療所等）へ送付します。適宜検査データを添付します。

なお、連携医療機関（診療所等）への送付は、当該書類を患者へ持参させる、直接郵

送するなど、適宜柔軟に運用するものとします。

※保険医療制度に従っている内容であれば診療情報提供書の書式は定めません。

※速やかに歯科診療所へ予約連絡をするよう患者へ説明してください。予約の際に、術前口腔ケアであることを伝えるよう、説明してください。

※院内に歯科・口腔外科がない場合周術期口腔機能管理計画書の送付は不要です。

② 連携医療機関（診療所等）

ア 診療計画表写し、周術期口腔機能管理計画書写し、診療情報提供書の保管

計画策定病院から送付された診療計画表写し、周術期口腔機能管理計画書写し、診療情報提供書、添付データをカルテに保管します。

※周術期口腔機能管理計画書写しの添付がない場合は、連携医療機関（診療所等）で作成、同意を取得後、患者へ交付してください。

イ 術前口腔ケアの実施

診療計画表、周術期口腔機能管理計画書、診察所見をもとに術前口腔ケア・管理を行います。特に患者自身が自立した口腔セルフケアが実施・継続できるよう指導を行います。

※診療日数の上限は特にありませんので、入院までの日数や患者の状態により適宜受診させてください。

ウ 患者への周術期口腔機能管理報告書（Ⅰ）の交付と保管

診察所見、実施した口腔ケア・管理等の内容について、患者に対して周術期口腔機能管理報告書（Ⅰ）について説明し、交付します。

周術期口腔機能管理報告書（Ⅰ）をカルテに保管します。

※保険医療制度に従っている内容であれば周術期口腔機能管理報告書の書式は定めません。

エ 計画策定病院への診療情報提供書、周術期口腔機能管理報告書（Ⅰ）写しの送付（患者が計画策定病院に入院するまでに）

患者が計画策定病院に入院するまでに診療情報提供書、周術期口腔機能管理報告書（Ⅰ）の写しを計画策定病院へ送付します。

なお、計画策定病院への送付は、当該書類を患者へ持参させる、直接郵送するなど、適宜柔軟に運用するものとします。

※周術期口腔機能管理計画書を作成した場合は、その写しも計画策定病院へ送付します。

③ 計画策定病院

ア 周術期口腔機能管理報告書（Ⅰ）写しの保管

連携医療機関（診療所等）からの周術期口腔機能管理報告書（Ⅰ）写しをカルテに保管します。

※連携医療機関（診療所等）で周術期口腔機能管理計画書を作成してある場合は、その写しも保管します。

イ 入院中の口腔ケア・管理

診療計画表、周術期口腔機能管理計画書、歯科診療所からの周術期口腔機能管理報告書（Ⅰ）、診療情報提供書、診察所見等をもとに入院中の口腔ケア・管理を行います。

※院内に歯科・口腔外科がない場合、周術期口腔機能管理報告書（Ⅰ）等の関係書類を参考に看護師等で一般的な口腔ケアを実施してください。

ウ 患者へ周術期口腔機能管理報告書（Ⅱ）の交付と保管

診察所見、実施した口腔ケア・管理等の内容について、患者に対して周術期口腔機能管理報告書（Ⅱ）について説明し、交付します。

周術期口腔機能管理報告書(Ⅱ)をカルテに保管します。

※保険医療制度に従っている内容であれば周術期口腔機能管理報告書の書式は定めません。

※院内に歯科・口腔外科がない場合、周術期口腔機能管理報告書(Ⅱ)作成不要です。

エ 連携医療機関（診療所等）への診療情報提供書、周術期口腔機能管理

報告書（Ⅱ）写しの送付（患者が連携医療機関（診療所等）受診する時）

患者が退院後も連携機関（診療所等）へ受診する場合、診療情報提供書、周術期口腔機能管理報告書（Ⅱ）写しを連携医療機関（診療所等）へ送付します。

なお、連携医療機関（診療所等）への送付は、当該書類を患者へ持参させる、直接郵送するなど、適宜柔軟に運用するものとします。

※院内に歯科・口腔外科がない場合、周術期口腔機能管理報告書(Ⅱ)送付不要です。

④ 患者

診療計画表写し、周術期口腔機能管理計画書、周術期口腔機能管理報告書を保管・管理するものとします。

歯科診療所受診の際は速やかに予約連絡し、その際に手術時口腔ケアのための予約と伝えてください。

(3) 連携パスの作成・保管一覧

	計画策定病院	連携医療機関 (診療所等)	患者
診療計画表	1. 作成 2. 患者へ交付、連携医療機関へ送付 3. 原本を保管	写しを保管	写しを保管
周術期口腔機能管理計画書	1. 作成 2. 患者へ交付 3. 連携医療機関へ送付 4. 保管 (計画策定病院に歯科・口腔外科がない場合は保管)	写しを保管 (計画策定病院に歯科・口腔外科がない場合は作成)	保管

周術期口腔機能管理報告書 I	写しを保管	1. 作成 2. 患者へ交付 3. 連携医療機関へ送付 4. 保管	保管
周術期口腔機能管理報告書 II	1. 作成 2. 患者へ交付 3. 連携医療機関へ送付 4. 保管	写しを保管	保管

(4) バリエーション例（逸脱例）

連携医療機関（診療所等）において、経過に異常を認めた場合は計画策定病院への連絡を推奨します。診療上不明な点は計画策定病院にお問い合わせください。

また計画策定病院は連携パスの適用を中止する逸脱バリエーションとすべきか、再び連携医療機関（診療所等）に管理を依頼するかを判断してください。

(5) 患者の緊急時の対応

患者の緊急時などは、患者の状態及びこれまでの治療経過等を踏まえ、連携医療機関（診療所等）と計画策定病院が連絡を取り、適宜適切な対応をとることとします。

(6) 連携パスの運用期間

連携パスの運用期間は、計画策定病院で連携パスによる診療を開始してから術後方針が決定する日（目安：退院後初回外来）までとしています。

期間満了の場合でその後も、連携医療機関（診療所等）と計画策定病院が双方連携のもと、継続して連携パスを運用していくことも可能とします。

4. 連携医療機関（診療所等）と計画策定病院との連携

連携医療機関（診療所等）と計画策定病院は、相互に連携を図り、パスの円滑な運用と患者のパスの脱落防止に努めるものとします。

5. その他

本連携パスは、千葉県がん診療連携協議会口腔ケアパス部会が千葉県歯科医師会の協力により作成したものです。